次世代法による一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員がはたらきやすい環境をつくる ことによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように 行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年7月1日~令和8年6月30日までの3年間

2. 計画内容

目標1:産前産後休業、育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除などの制度の周知や情報提供を行い、男女ともに安心して育児に参加できるような環境をつくる。

<対策>

●2023 年 7 月~ 全社員に対し、上記制度の講習会を開催する。育休取得予定者が安心して休業取得及び職場復帰できるような環境づくりを行う。また他従業員の育休取得に対する理解を深め会社全体で育児に協力ができる環境をつくる。

目標2:計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

対象の男性社員・・・取得率を7%以上にすること

対象の女性社員・・・取得率が75%以上にすること

- ●2023 年 7 月~ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討(代替要員の確保、 業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など)・実施。
- ●2023 年 8 月~ 対象従業員に対して取得を呼びかけ、取得に対する不安等の聞き取りを行う。

目標3:2026年3月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間500時間未満(月間42時間未満)とする。

<対策>

- ●2023年7月~9月 所定外労働の原因の分析等を行う
- ●2023年9月~ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
- ●2023 年 10 月~ 社内報などによる社員への周知
- ●2023 年 10 月~ 各部署における問題点の検討及び研修の実施